# 第５章

# 協働プロジェクト

## ～パートナーシップ（協働）による取組～

# 第5章　協働プロジェクト ～パートナーシップ（協働）による取組～

## 5-1　協働プロジェクトとは

### 計画における協働プロジェクトの位置づけ

現在の環境問題は、特定の工場などが原因であったかつての公害問題とは異なり、区民や事業者が一体となって日々の生活・事業活動のあり方を改善していかなければ解決できないものが多くなってきています。そのためには、環境行政だけではなく、区全体における環境保全への関心や参加意欲の向上、環境保全行動を担う人材や組織の発掘・育成、さらには、今後展開が期待される協働による取り組み体制の基盤づくりなどが必要です。

本計画では、計画の基本理念における「パートナーシップ（協働）」の考え方に基づき、区が主体的に実施する環境施策以外で、区民や事業者のみなさんが主体となって推進していく取り組みとして「協働プロジェクト」を位置づけます。

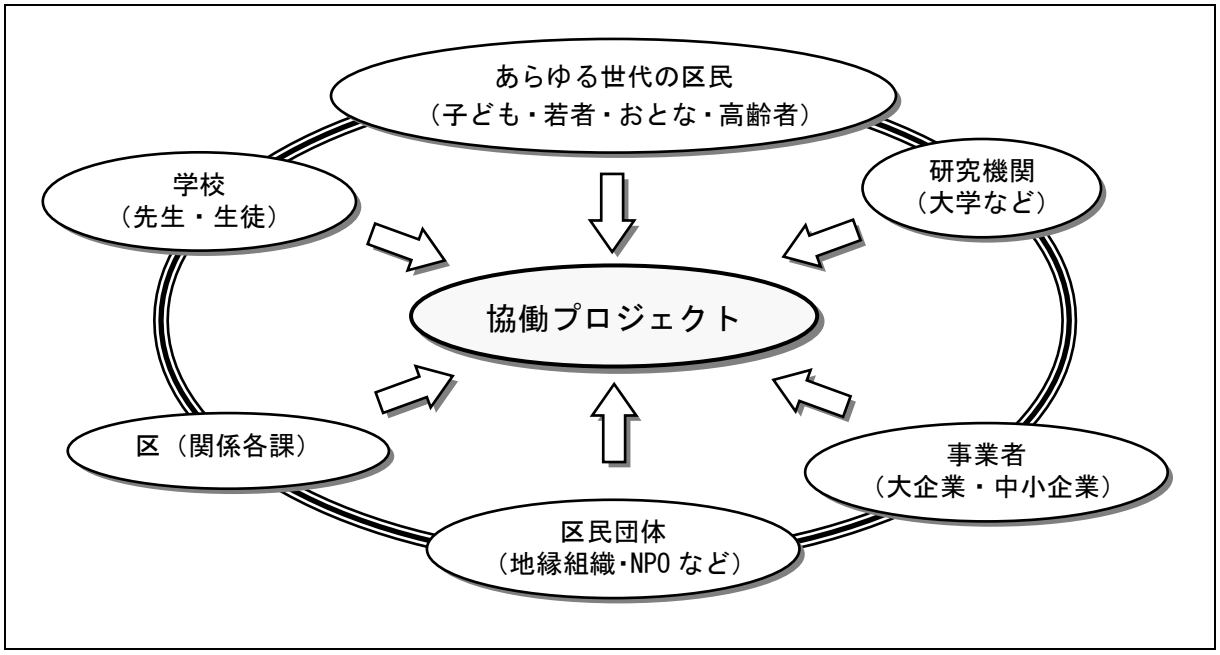


図 5-1　協働プロジェクトの参加・推進主体

### 協働プロジェクトの考え方

協働プロジェクトが継続・発展していくためには、区民や事業者による幅広い参加が必要不可欠です。しかし、区民や事業者の中には、環境保全に関心があるものの、環境に関する知識や環境保全活動の経験が少ないという方々もいるものと考えられます。

協働プロジェクトの最も重要な目的は、環境保全の取り組みを区全体に広げていくことです。そのため、特に初期段階においては、少人数や初めての方でも取り組めるようにするなど、だれでも取り組めるようなものからスタートし、プロジェクトの参加者や成果の拡大に応じて、取り組みレベルの発展や関連分野への広がり・統合といった柔軟な対応ができるようなものにしておくことが肝要です。

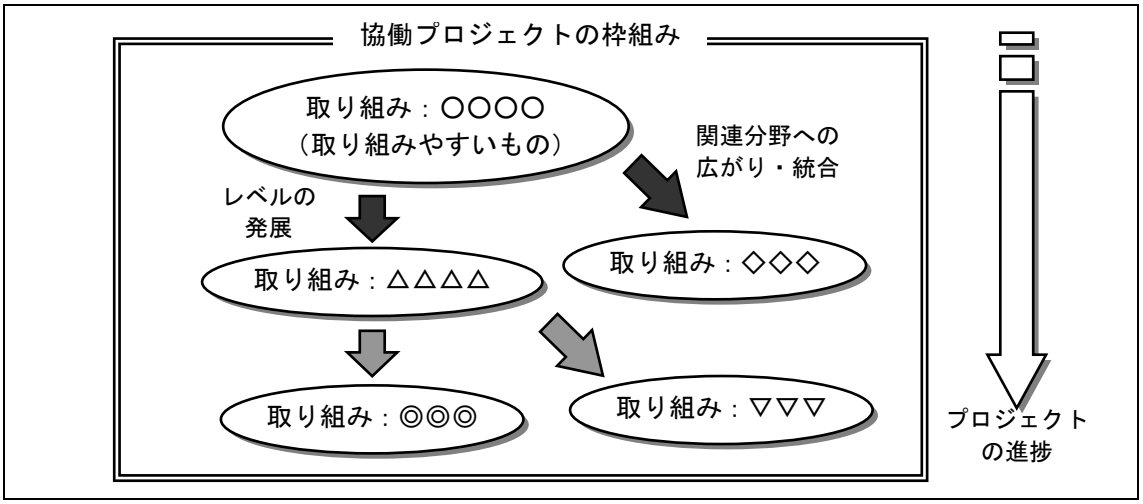


図 5-2　協働プロジェクトの考え方

# 5-2　協働プロジェクトの検討

## 協働プロジェクトの検討

環境ワークショップなどを通じて、協働プロジェクトの検討を行いました。検討に当たっては、協働プロジェクトの考え方を踏まえた上で、「板橋区の環境保全に貢献するかどうか」、「行政主導でなく区民・事業者主導、或いは協働で取り組めるかどうか」といった視点を重視しました。

環境ワークショップでは、協働プロジェクトについて多くのアイデアが出され、検討の結果、3 つの協働プロジェクトのモデル案が提案されました。

**提案されたモデル案（その 1）：　「省エネキャラバン」プロジェクト**

⇒家庭内の省エネ対策を進めるため、区民により組織された「省エネキャラバン隊」が各町内や家庭を回って省エネ対策に関する情報を提供します。また、区民による省エネ提案組織をエコポリスセンターと連携して創設し、区民による省エネ行動の実践方法を区や区民に提言します。

**提案されたモデル案（その 2）：　「緑が豊かな街」プロジェクト**

⇒区内で緑のある場所をマップ化した「グリーンマップ」づくりなどを手始めに、板橋区の緑を守るという意識を区全体に広げることや、実際に緑を増やすための取り組みを行います。作成したグリーンマップを活用し、緑や地産地消に関するキャンペーンなどを展開します。

**提案されたモデル案（その 3）：　「区民のやる気を引き出そう」プロジェクト**

⇒環境基本計画で掲げられている施策などの中で区民や事業者が自分たちでできそうなことをピックアップして紹介するなどして、環境保全行動に取り組む区民を増やします。実際の取り組み方法についてだれもが取り組めるようにマニュアル化などを行い、区内の各団体に紹介していきます。

## 協働プロジェクトのモデル案の紹介

各協働プロジェクトの基本的事項や初期段階における取り組み例について紹介します。ただし、ここで紹介するものは取り組みの一例に過ぎません。実際には、プロジェクトの参加者や規模を拡大しながら参加者が様々なアイデアを出し合って行動を展開していくことで、取り組みレベルの発展やほかの分野への広がりなどを期待するものです。

また、各協働プロジェクトにおいては、プロジェクトという大きな枠組の下、幾つかの取り組みが段階的・同時並行的に進んでいきます。

提案された協働プロジェクトのモデル案（その 1）

### ☆「省エネキャラバン」プロジェクト☆

**■目的と概要**

地球温暖化防止や省エネの取り組みを、各家庭への普及啓発などを通じて区全体に広げていくためのプロジェクトです。

家庭内の省エネを促進するための組織として「省エネ促進キャラバン隊」や「ご近所回りワークショップ隊」を創設し、区民への普及啓発を行います。また、区民による省エネ提案組織をエコポリスセンターと協力して設置し、省エネ行動の実践結果に基づく提言を区や区民に対して行います。将来的には、区民参加によって組織を拡大していき、廃油のリサイクルや太陽光発電施設の検討など、さらなる取り組みを展開していきます。

**■取り組み内容**

プロジェクトの初期段階における取り組みとして、以下のようなものを考えています。

○取り組み：省エネ促進キャラバン隊

⇒家庭内の省エネルギーを促進するため、「省エネキャラバン隊」を区民で組織し、各家庭を訪問します。白熱電球から省エネ型の電球型蛍光ランプへの取り替えや省エネ家電に関する情報提供などを行います。

○取り組み：ご近所回りワークショップ隊

⇒区民によって組織された「ご近所回りワークショップ隊」が自治会・町内会や商店街など、区内の人が集まる場所に出向き、省エネルギーをテーマとする「わかりやすい、ためになる、楽しい」参加型のワークショップを開催します。

○取り組み：区民による省エネ提案組織

⇒区民自らが、専門家によるアドバイスを得ながら省エネ行動に関して調査・計画・実行し、その省エネ行動の実践結果を、組織を通じて定期的に区や区民へ提言していきます。

⇒エコポリスセンターを拠点として活動を行いますが、将来的に NPO 団体などをめざします。

提案された協働プロジェクトのモデル案（その 2）

## ☆「緑が豊かな街」プロジェクト☆

### ■目的と概要

板橋区の特徴である豊かな緑を守り続けていくという意識を区全体に広げていき、実際に豊かな緑を増やしていくためのプロジェクトです。

区民の緑に対する関心を高めるためのキックオフイベントとして、区内の緑を観察して回るエコツアーや学識者を招いた講演会を企画・開催します。区民・事業者・学校・団体などと協力して、区内の緑（樹木・花・畑）の位置を記した「グリーンマップ」を作ります。作成したグリーンマップを活用し、「緑の風景コンテスト」・「緑のキャンペーン」・「地産地消キャンペーン」などを行います。

### ■取り組み内容

プロジェクトの初期段階における取り組みとして、以下のようなものを考えています。

○取り組み：緑のキックオフイベント

⇒区民の緑に対する関心を高めるため、緑に関心のある区民が中心となった組織を創設し、区内の緑を観察するエコツアーや緑地保全分野の学識者を招いての講演会を企画・開催します。

○取り組み：グリーンマップづくり

⇒個人宅や団地において所有者の意向で簡単に伐採されがちな樹木などの緑に関して、所有者個人だけのものではなく区民の共有財産であるという意識を育てるため、緑に関心のある区民が中心となって樹木・花・畑の位置を記した「グリーンマップ」を作ります。

⇒まずは、緑のカーテンや家庭菜園を行っている区民・事業者・小中学校生徒および PTA・農業団体などの協力を得ながら取り組みを始めます。小さな単位で作成されたマップを統合化し、区全体のグリーンマップを作ります。

⇒緑のマップは毎年更新し、前年度からの緑の変化を確認します。毎年のマップは板橋区の自然環境基礎データとしても活用できます。

○取り組み：グリーンマップの活用

⇒作成したグリーンマップを利用して緑を巡るエコツアーなどを企画したり、「緑の風景コンテスト」・「緑のキャンペーン」・「地産地消キャンペーン」などにグリーンマップを活用したりします。

提案された協働プロジェクトのモデル案（その 3）

## ☆「区民のやる気を引き出そう」プロジェクト☆

### ■目的

環境基本計画などに記載されている板橋区の環境目標を理想論で終わらせないために、環境保全の取り組みを区全体に広げていくためのプロジェクトです。

板橋区における環境の現状や区の取り組みが区民に知られていないことが課題であることから、まず、区民にできる取り組みをリストアップし、広報などを通じて区民に広く取り組みを呼びかけるとともに、取り組み方法やコツを分かりやすくとりまとめたマニュアルを作ります。また、環境保全の取り組みをすることが利益となるよう、ポイント制の導入を区や事業者などと協議しながら検討していきます。

### ■取り組み内容

プロジェクトの初期段階における取り組みとして、以下のようなものを考えています。

○取り組み：区民にできることのリストアップ

⇒区民が中心となって行政担当者も交えた推進組織をつくり、環境美化・省エネ・ごみなどのあらゆる環境の分野を対象として、現在行政が担当している事業のうち区民ができる取り組みや区民自らの視点で環境保全のためになりそうな取り組みを「区民がやるべきこと一覧表」のような形でリストアップします。

○取り組み：マニュアルづくり

⇒いくら意欲があっても取り組み方法が正しくなければ長続きしない場合や、逆に環境に負荷を与えることになる場合も考えられます。そのため、取り組み方法やコツなどを区民の視点で分かりやすくまとめたマニュアルを作成します。

○取り組み：ポイント制の検討

⇒取り組みが広がっていくためには、環境保全行動が当事者の利益となるようなポイント制の導入が望ましいと考えられます。ただし、最初からポイントありきで考えるのではなく、取り組みの広がりの様子を見ながら、これらの取り組みの程度や成果に応じて区が保証するポイントが与えられ、商店街での買い物などの支払いに使用できるような仕組みを検討していきます。

### ◆コラム◆　板橋区の環境活動団体

板橋区には多くの環境活動団体があります。ここでは、エコポリスセンターを中心に活動している主な団体を示します。これら団体は様々な独自の環境活動を行っていますが、協働プロジェクトの推進主体としても機能するよう、協力・連携体制をつくっていきます。

**エコポリスセンターに登録されている環境活動団体（50 音順）**

| 団体名 | 活動内容 |
|---|---|
| 板橋前野切り絵会 | 印刷物の制作時に出る切れ端の紙や包装紙などを再利用して切り絵を作ります。活動を通して楽しみながら資源の大切さを学び、有効活用に取り組んでいます。 |
| いたばし水と緑の会 | 赤塚公園などのビオトープの維持管理・調査や、赤塚公園を中心とした自然観察・清掃活動、身近な自然の大切さについての啓発活動などを行っています。 |
| いたばし野鳥クラブ | 野鳥観察を中心に、春夏秋冬の自然の営みを楽しむ活動を行っています。平成 15 年には、クラブで制作した 16mm 映画「街で子育て　小さな猛きん　ツミ」が科学技術映像祭で文部科学大臣賞を受賞しました。 |
| エコ紙漉きはがき絵の会 | エコポリスセンターを活動拠点に、捨てればごみとなる牛乳パック・包装紙・チラシ広告などを使って手漉きハガキを作っています。 |
| グループけやき | アダプト制度[注1]で区と協定を結び、けやき公園の管理・運営をボランティアで行っています。地域の小中学校や企業とともに学習・美化活動を進めています。 |
| NPO 法人センスオブアース | 環境保全・環境再生をめざし、地域の環境を観察・調査し、自然再生のビオトープづくりを推進しています。具体的活動として、自然観察・自然体験・文化交流・環境活動ニュース発行・環境教育プログラム作りなどを行っています。 |
| さき織りつるの会 | 「資源を大切にする」を目的に、使わなくなった布を細く裂いて織る「裂き織り」の活動を行っています。 |
| 植物画を描く会 | 板橋の野草図鑑を作りたいとの願いを持って、植物画講座を開いています。作品集「板橋の野草たち」を、小中学校や図書館に寄贈しています。 |
| 手作り広場 | 不用となった布（ゆかた・シーツ・ふとんなど）を裂いて「布ぞうり作り」に取り組んでいます。布のリサイクル、足のためにも「布ぞうり」を勧めています。 |
| 手と手と手の会 | 紙や布切れなど、普段ごみや資源として出してしまう家の中にあるものを材料にして作品を作っています。エコポリスセンターの事業などに参加しています。 |
| エコラボ未来 | プロジェクト・ワイルド[注2]を基にした環境教育を広めようと、エデュケーター（教育活動の指導者）が、学習会をエコポリスセンターで開いています。団体メンバーはエコポリスセンターの事業にも協力をしています。 |
| ぽんぷ | 環境について学び・知り、より良い環境をめざしてできることから行動するグループです。会報「ぽんぷ」の発行、古着回収交換会、「リサイクルサロンまえの」の運営などを行っています。 |
| みどりの手 | 板橋区の花であるニリンソウの保全活動などを行っています。具体的には、ほかの活動団体と協働で赤塚公園大門地区のニリンソウ自生地の環境保全活動、ニリンソウ観察会、「春の妖精ニリンソウ」刊行などを行っています。 |
| リフォームクラブ | 気に入っているのにサイズが合わなくなった服、思い出の着物、タンスの中で何年も眠っている服等を自分の手でリフォームする活動を行っています。リフォームによってひとつのモノを長く大切に使うことがごみの減量につながります。 |

注 1：アダプト制度とは、行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度です。
注 2：プロジェクト・ワイルドとは、自然や環境のために行動できる人材を育成するために米国で開発された環境教育プログラムです。
参考：「平成 19 年度板橋区環境白書」、エコポリスセンターホームページ

# 第 6 章

# 計画の推進

# 第6章　計画の推進

## 6-1　進行管理の体制

本計画は、区民・事業者・区の各主体の参加によって推進していくものです。計画の進行管理を担う中心組織として、学識経験者などによる庁外検討組織である「板橋区資源環境審議会」、および庁内検討組織である「「エコポリス板橋」推進本部」を位置づけます。また、環境保全活動に関する区民や事業者への普及啓発や区との連絡調整のため、区民や事業者などによる組織として「エコポリス板橋環境行動会議」を位置づけます。

板橋区資源環境審議会、エコポリス板橋環境行動会議、「エコポリス板橋」推進本部による進行管理の下、区民・事業者・団体・庁内各組織・関係機関との連携により、本計画を推進していきます。

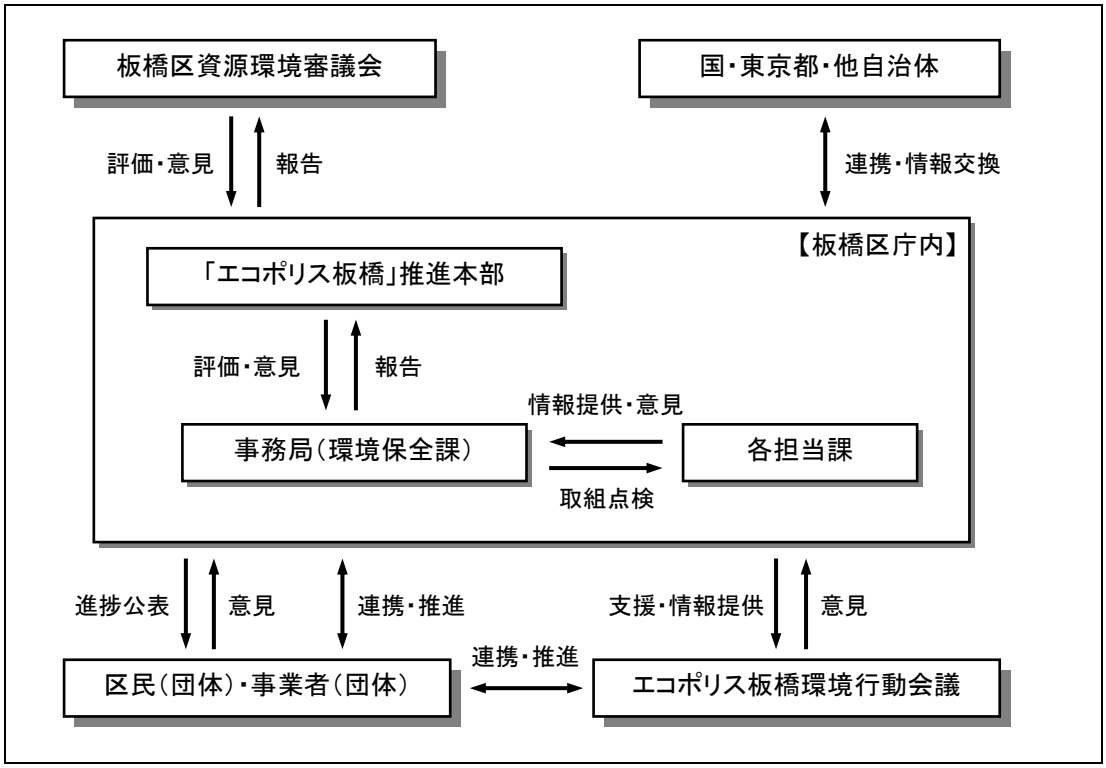


図 6-1　計画の進行管理体制

**板橋区資源環境審議会とは…**

○資源・廃棄物・環境に関する行政の円滑な運営を図るために設置された区長の付属機関です。

○区議会議員、学識経験者、地域団体などの代表者、区民、関係行政機関（国・東京都）の職員、区職員により構成されます。

○区長の諮問に応じ、資源・廃棄物・環境に関する計画や施策に関する審議を行います。

**エコポリス板橋環境行動会議とは…**

○区民・事業者・区による連携・協働した環境保全活動を効率的に地域に広げていくために設置された組織です。

○学識経験者・地域の代表・環境保全団体の代表・区職員により構成されます。

○区民・事業者・区が環境保全活動を連携・協働して行うための活動方針の策定、普及啓発活動、情報交換・連絡調整を行います。

**「エコポリス板橋」推進本部とは…**

○人と環境が共生する「エコポリス板橋」の実現のために設置された庁内組織です。

○本部長である区長を始めとして、庁内各部の部長級の本部員により構成されます。

○環境基本計画の策定および進行管理を始め、資源・廃棄物・環境に関する計画や施策に関する検討を行います。

# 6-2　進行管理の考え方

## 2-1　PDCA サイクルの導入

本計画を実効性あるものとしていくためには､｢計画に記載されている取り組みを着実に実行する」⇒「その進捗状況や環境への効果をきちんと点検・評価する」⇒「その点検・評価で挙げられた課題を次の計画や取り組みに反映させていく」という進行管理を行う必要があります。これらの一連の流れは、「Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（点検）⇒Act（改善)」の頭文字を取った PDCA サイクルと呼ばれる考え方です。本計画は、この PDCA サイクルの考え方に基づき計画の進行管理を行います。

PDCA サイクルによる進行管理は 1 年を基本単位とします。ただし、計画の前提となっている環境や社会情勢に大きな変化が生じた場合、必要に応じて計画そのものの見直しを行います。進行管理に当たっては、区の自主的な環境管理・監査システムである「板橋区環境マネジメントシステム」などを活用します。

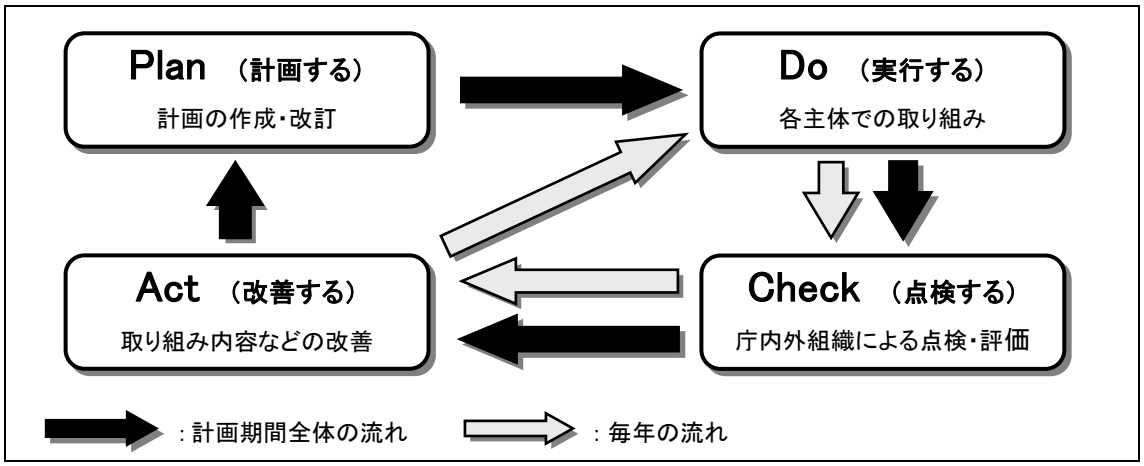


図 6-2　PDCA サイクルによる進行管理の考え方

## 2-2　進行管理の指標

本計画では、施策の進捗状況や効果を客観的に把握するために、客観的指標による進行管理を行うこととします。各短期目標 1～16 に示した定量的目標値（表 6-1）・定性的目標は、板橋区の環境が改善したかどうかや良好な状態が保たれているかどうかを知る目安、いわば「板橋区の環境向上のものさし」です。

これらの定量的目標値・定性的目標を達成するために本計画で掲げた 51 項目の施策（18 頁参照）は、庁内の様々な担当課が実施する取り組み（119 頁参照）によって推進されていきます。本計画では、これら実施する取り組みの実績や区の環境の状態を表すデータのうち、数値として把握できるものを環境指標（表 6-2）として設定します。

計画の進行管理については、これら目標・環境指標の変化や実際の現場からの状況報告などを基に、施策の進捗状況の把握や、定量的目標値・定性的目標の達成状況に関する評価、環境改善の効果に関する考察などを行います。また、施策の進捗状況や環境への効果の表れ具合に応じて、取り組みの新たな追加や内容改善を行っていきます（図 6-3）。

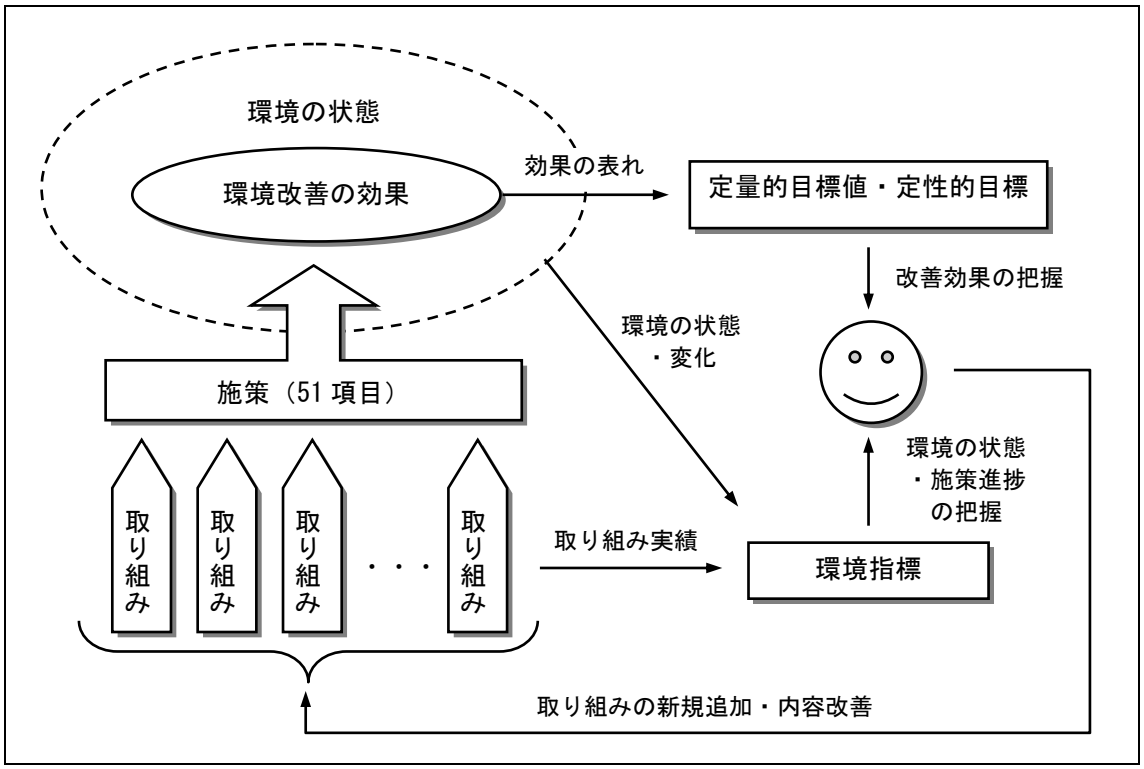


図 6-3　計画の進行管理のイメージ

表 6-1　短期目標ごとの数値目標一覧

| | 数値目標 | 現状値 | 目標値（平成 27 年度） |
|---|---|---|---|
| 短期目標 1：家庭でのエネルギー対策の推進 | 温室効果ガス排出量（民生家庭部門） | 61.4 万 t-$CO_2$<br>（平成 18 年度） | 54 万 t-$CO_2$ 程度 |
| 短期目標 2：事業所でのエネルギー対策の推進 | 温室効果ガス排出量（民生業務および産業部門の合計） | 86.0 万 t-$CO_2$<br>（平成 18 年度） | 81 万 t-$CO_2$ 程度 |
| 短期目標 4：ごみの発生抑制 | 区全体から排出されるごみの量（資源回収を除く） | 16.2 万 t<br>（平成 18 年度） | 13 万 t 程度 |
| 短期目標 5：資源の再利用・再生利用の推進 | リサイクル率 | 18.8%<br>（平成 18 年度） | 25%以上 |
| 短期目標 7：自動車から発生する環境負荷の削減 | 二酸化窒素（$NO_2$）の環境基準達成率 | 89%（8 地点/9 地点）<br>（平成 18 年度） | 100%<br>（全地点で達成） |
| | 浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成率 | 75%（6 地点/8 地点）<br>（平成 18 年度） | 100%<br>（全地点で達成） |
| | 騒音に関する環境基準の達成 | 6%（1 地点/17 地点）<br>（平成 18 年度） | 100%<br>（全地点で達成） |
| | 温室効果ガス排出量（運輸部門） | 55.7 万 t-$CO_2$<br>（平成 18 年度） | 45 万 t-$CO_2$ 程度 |
| 短期目標 10：緑地の保全と創出 | 区全体の植生被覆率 | 18.2%<br>（平成 16 年度） | 19%程度 |
| 短期目標 12：水環境の保全と活用 | 石神井川の水質基準（A 類型）達成 | 非達成<br>（平成 19 年度） | 達成 |
| | | pH　：7.8<br>BOD　：1.7 mg/L<br>SS　：4 mg/L<br>DO　：10.3 mg/L<br>大腸菌群数：<br>2,300MPN/100mL | pH　：6.5～8.5<br>BOD　：2 mg/L 以下<br>SS　：25 mg/L 以下<br>DO　：7.5mg/L 以上<br>大腸菌群数：<br>1,000MPN/100mL 以下 |
| | 白子川での水質基準（B 類型）達成 | 非達成<br>（平成 19 年度） | 達成 |
| | | pH　：7.1<br>BOD　：4.9 mg/L<br>SS　：5 mg/L<br>DO　：7.4 mg/L<br>大腸菌群数：<br>7,500MPN/100mL | pH　：6.5～8.5<br>BOD　：3mg/L 以下<br>SS　：25mg/L 以下<br>DO　：5mg/L 以上<br>大腸菌群数：<br>5,000MPN/100mL 以下 |
| 短期目標 13：環境保全行動を担う人材の育成 | エコポリスセンターから小中学校への環境学習講師派遣校数 | 33 校（延べ 101 件）<br>（平成 19 年度） | 全校（現 77 校） |
| | 環境イベントなどの参加者数 | 57,980 人<br>（平成 19 年度） | 100,000 人程度 |

（次頁へ続きます）

| | 数値目標 | 現状値 | 目標値（平成 27 年度） |
|---|---|---|---|
| 短期目標 15：環境に配慮した経済活動の推進 | 環境マネジメントシステム（ISO14001・エコアクション 21・板橋エコアクション 2008）構築事業所数 | 計 187 事業所<br>（平成 19 年度） | 計 750 事業所 |
| 短期目標 16：計画を推進するための仕組みづくり | 協働プロジェクトの参加人数 | ― | 200 人程度 |

注 1：測定地点は、二酸化窒素（$NO_2$）については西台、上板橋（川越）、三園、大和町、赤塚、舟渡、北野、上板橋小、板橋の 9 地点、浮遊粒子状物質（SPM）については西台、三園、大和町、赤塚、舟渡、北野、上板橋小、板橋の 3 地点、騒音については自動車公害調査による 17 地点です（平成 20 年現在）。
注 2：大気環境基準の達成・非達成については、二酸化窒素（$NO_2$）は年間 98%値、浮遊粒子状物質（SPM）は年間 2%除外値でともに長期的評価を行います。
注 3：騒音環境基準の達成・非達成については、昼・夜ともに基準を達成した時にその地点で「達成」とします。
注 4：エコアクション 21 については現状では調査を行っていないため、今後、調査項目に加えて集計します。

**表 6-2　施策の進捗を把握するための主な指標一覧**

| 短期目標 | 施策 | 主な指標 |
|---|---|---|
| 短期目標 1：家庭でのエネルギー対策の推進 | 施策 1-1：省エネ行動の促進 | ・エコチェックシートの配付・回収数、平均得点<br>・民生家庭部門におけるエネルギー（電気・ガス）消費量 |
| | 施策 1-2：省エネ家電の普及 | ・省エネ家電保有割合 |
| | 施策 1-3：住宅における低炭素化の促進 | ・省エネ・新エネ機器助成件数<br>・省エネ住宅保有割合 |
| 短期目標 2：事業所でのエネルギー対策の推進 | 施策 2-1：事業所の省エネ行動の促進 | ・板橋エコアクション参加事業所数<br>・民生業務および産業部門におけるエネルギー（電気・ガス）使用量 |
| | 施策 2-2：中小事業者におけるエネルギー対策の普及 | ・技術交流会の開催数・参加事業所数 |
| | 施策 2-3：低炭素社会に向けた区の率先行動 | ・区のエネルギー（電気・ガス）使用量<br>・区の温室効果ガス排出量<br>・公共施設への太陽光・風力発電の導入箇所数<br>・公共施設における緑のカーテン設置数 |
| 短期目標 3：協働によるエネルギー対策の仕組みづくり | 施策 3-1：区全体での省エネ行動の普及 | ・省エネ関連イベントの開催数・参加者・参加企業数<br>・緑のカーテンコンテストの応募者数<br>・板橋区におけるエネルギー（電気・ガス）使用量<br>・区民 1 人当たりのエネルギー（電気・ガス）使用量<br>・板橋区における温室効果ガス排出量<br>・区民 1 人当たりの温室効果ガス排出量 |
| | 施策 3-2：パートナーシップによる低炭素社会づくり | ・協働プロジェクト（省エネ部門）への参加企業・団体数<br>・省エネ対策のための基金の出資者数・金額 |

（次頁へ続きます）

| 短期目標 | 施策 | 主な指標 |
|---|---|---|
| 短期目標 4：ごみの発生抑制 | 施策 4-1：家庭ごみの減量の推進 | ・家庭ごみの排出量<br>・1 人当たりごみ排出量<br>・啓発パンフレット（ごみ・リサイクルハンドブック）配付数<br>・ごみ減量に関する出前講座の実施回数<br>・コンポスト容器・生ごみ処理機の助成台数 |
| | 施策 4-2：家庭ごみの有料化に向けた検討 | ― |
| | 施策 4-3：事業系ごみの減量の推進 | ・事業系ごみ（持込ごみ）の排出量<br>・公共事業における建設廃棄物等の発生量・再利用率 |
| 短期目標 5：資源の再利用・再生利用の推進 | 施策 5-1：資源の再利用の推進 | ・フリーマーケットの開催数<br>・いたばしエコ・ショップ認定事業者数（認定基準のうち「商品の下取りや修理」や「使い捨て容器の自粛」に該当するもの）<br>・ごみ焼却灰溶融スラグの使用量 |
| | 施策 5-2：再資源化の推進 | ・回収品目（びん・缶・古紙・ペットボトルなど）数量、回収拠点数<br>・集団回収団体数・回収量 |
| | 施策 5-3：リサイクル製品の利用の促進 | ・いたばしエコ・ショップ認定事業者数（認定基準のうち「リサイクルコーナー設置」や「再生品の積極的利用」に該当するもの） |
| | 施策 5-4：事業者における資源リサイクルの促進 | ・事業系ごみ（持込ごみ）の排出量<br>・商店街・オフィスリサイクル参加事業者数・回収量 |
| 短期目標 6：資源の循環を推進するための仕組みづくり | 施策 6-1：ごみ出しルールの遵守 | ・不法投棄パトロール実施回数<br>・リサイクル推進員登録数<br>・廃棄物保管場所など設置指導件数 |
| | 施策 6-2：適切な収集・処理方法の検討 | ・集団回収登録団体数・回収量<br>・商店街・オフィスリサイクル参加事業者数・回収量 |
| 短期目標 7：自動車から発生する環境負荷の削減 | 施策 7-1：低公害車・低炭素車の普及、エコドライブの推進 | ・自動車交通量（中山道）<br>・自動車・低公害車保有台数<br>・アイドリングストップ啓発看板配付数 |
| | 施策 7-2：自転車利用の促進 | ・自転車保有台数<br>・自転車道整備延長距離<br>・自転車駐車場の整備箇所・台数<br>・自転車駐車場利用率 |
| | 施策 7-3：現存する公共交通への利用転換の促進 | ・鉄道駅利用者数<br>・バス利用者数<br>・バス路線延長距離 |
| | 施策 7-4：大気・騒音等の環境調査の実施 | ・沿道における大気・騒音・振動測定結果<br>・環境調査実施数 |
| | 施策 7-5：沿道対策の推進 | ・低騒音舗装整備面積<br>・沿道地区計画策定数 |

（次頁へ続きます）

| 短期目標 | 施策 | 主な指標 |
|---|---|---|
| 短期目標 8：事業所から発生する環境負荷の削減 | 施策 8-1：事業者による自主的な環境配慮の促進 | ・環境マネジメントセミナー開催数、参加企業数<br>・冊子「環境管理」などの発行数<br>・騒音振動測定講習会開催数<br>・騒音計・振動計貸し出し台数 |
| | 施策 8-2：法律や条例等による規制・指導 | ・有害大気汚染物質濃度<br>・公害関係法令に基づく規制・指導件数<br>・土壌汚染調査・処理件数<br>・悪臭発生工場など調査による臭気指数、改善指示数<br>・適正管理化学物質の使用量等報告書の受理数<br>・化学物質管理方法書の受理数<br>・PRTR 法対象物質排出量、移動量、取扱事業所数<br>・公害防止管理者資格保有率 |
| | 施策 8-3：公害等に関する情報共有の促進 | ・公害苦情・相談件数（現象別・発生源別内訳） |
| 短期目標 9：ヒートアイランド現象の抑制 | 施策 9-1：建物等からの排熱の低減 | ・板橋区（氷川町）の平均気温・真夏日数・熱帯夜数・冬日数<br>・区全体の電力使用量<br>・省エネ・新エネ機器助成件数 |
| | 施策 9-2：地表面や建物の自然被覆化・高反射率化の促進 | ・遮熱性舗装・透水性舗装整備面積<br>・屋上緑化面積<br>・植生被覆率 |
| | 施策 9-3：風の道への配慮 | ― |
| 短期目標 10：緑地の保全と創出 | 施策 10-1：樹林地・農地の保全 | ・緑被率（樹林面積、農地面積、草地面積）<br>・保存樹林・竹林面積<br>・保存樹木本数<br>・保存生垣延長距離<br>・市民緑地開設数<br>・農地面積<br>・区民農園面積、区画数、農園数<br>・生産緑地地区指定面積、地区数<br>・苗木委託農家数、委託数量、委託面積 |
| | 施策 10-2：緑化の推進 | ・公共施設における緑化箇所数<br>・公共施設における緑のカーテン実施箇所数<br>・緑化推進地域指定数<br>・緑化協定締結件数<br>・緑化指導に基づく緑化箇所数、緑化面積<br>・緑化計画届出数<br>・接道部緑化助成件数、助成本数<br>・屋上緑化助成件数、助成面積 |
| | 施策 10-3：パートナーシップによる公園の整備・管理・運営 | ・公園面積<br>・公園新設・増設・改修数、面積<br>・住民意見による公園整備計画策定件数<br>・住民による維持公園数 |

（次頁へ続きます）

| 短期目標 | 施策 | 主な指標 |
|---|---|---|
| 短期目標 11：自然とふれあう機会の創出 | 施策 11-1：生きものの観察・調査の実施 | ・身近な環境観察会（自然観察会）などの実施数、参加者数<br>・区民による生きもの調査実施回数、参加者数、確認種数<br>・生きもの実態調査による確認種数 |
| | 施策 11-2：身近な自然とのふれあいの促進 | ・ビオトープ整備箇所数<br>・赤塚植物園など環境関連施設の利用者数<br>・グリーンフェスタ参加者数<br>・自然教室や里山体験などの実施数、参加者数 |
| | 施策 11-3：農業を通した自然とのふれあいの促進 | ・体験農業参加者数<br>・区民農園面積、区画数、農園数<br>・ふれあい農園会員数、供給学校数 |
| 短期目標 12：水環境の保全と活用 | 施策 12-1：中小河川の水環境改善 | ・石神井川・白子川の水質・流量<br>・地下水の水質<br>・石神井川・白子川の水生生物確認種数 |
| | 施策 12-2：流域単位での河川環境の再生・保全 | ・流域単位の協議会への参加回数<br>・河川流量・水質 |
| | 施策 12-3：地下水の涵養と雨水利用の促進 | ・区内地下水位<br>・湧水調査での湧水地点数<br>・透水性舗装整備面積<br>・雨水浸透枡設置台数（個人宅）<br>・雨水流出抑制量（公共・民間施設）<br>・湧水保全地域指定箇所数 |
| 短期目標 13：環境保全行動を担う人材の育成 | 施策 13-1：エコポリスセンターを拠点とした環境教育の推進 | ・エコポリスセンター利用者数<br>・指導者養成事業実施数、参加者数<br>・こどもエコクラブ登録人数、交流会参加者数<br>・グローブプログラム開催数・参加者数<br>・エコポリスセンター講座・教室開催回数、参加者数 |
| | 施策 13-2：学校を拠点とした環境教育の推進 | ・小中学校での環境教育実施件数<br>・教職員研修実施数、参加者数<br>・プログラムバンク利用学校数 |
| | 施策 13-3：団体や企業等との協働による環境教育の推進 | ・エコポリスセンター登録団体数<br>・エコポリスセンター事業のうち団体や事業との協働による活動実施数 |
| | 施策 13-4：地域の環境美化活動の推進 | ・クリーン作戦参加団体数、参加者数<br>・ポイ捨て防止キャンペーン実施数、参加団体数、参加者数 |

（次頁へ続きます）

| 短期目標 | 施策 | 主な指標 |
|---|---|---|
| 短期目標 14：情報をわかりやすく提供する仕組みづくり | 施策 14-1：様々な媒体による環境情報の提供 | ・「エコポ」発行部数、配付箇所数<br>・広報における環境関連記事掲載数 |
| | 施策 14-2：環境情報発信に関する拠点機能の整備 | ・エコポリスセンターホームページアクセス数<br>・エコポリスセンター利用者数 |
| | 施策 14-3：様々なイベント等を活用した環境情報の提供 | ・環境情報を提供する大規模イベント数 |
| | 施策 14-4：学校・商店・企業等との連携による環境情報の提供 | ・環境情報冊子などを配付した小中学校・商店・企業数、配付部数<br>・いたばしエコ・ショップ認定事業者数（うち情報発信に関する項目） |
| 短期目標 15：環境に配慮した経済活動の推進 | 施策 15-1：環境マネジメントシステム導入の促進 | ・ISO14001 認証取得事業者数<br>・ISO14001 認証取得助成件数<br>・エコアクション 21 認証取得事業者数<br>・板橋エコアクション 2008 参加事業所数 |
| | 施策 15-2：環境ビジネスの振興 | ・いたばしエコ・ショップ認定事業者数<br>・区のグリーン購入割合 |
| | 施策 15-3：地産地消の推進 | ・ふれあい農園会員数、供給学校数 |
| 短期目標 16：計画を推進するための仕組みづくり | 施策 16-1：まちづくり手法による環境保全の仕組みづくり | ― |
| | 施策 16-2：パートナーシップのための地域組織づくり | ・環境活動団体数（エコポリスセンター登録団体数、区内の環境分野 NPO 法人数）<br>・エコポリスセンター事業へのボランティアなどの参加者数<br>・協働プロジェクトの参加者・団体数 |
| | 施策 16-3：他自治体・国・海外とのパートナーシップの強化 | ・ICLEI 開催会議出席数<br>・他自治体からの視察数 |

# 参考資料

参考資料　目次

1.　「エコポリス板橋」環境都市宣言 ..... 111
2.　計画検討・推進組織の概要および構成 ..... 112
3.　環境基本計画（第二次）策定における検討経過 ..... 117
4.　当面実施する取り組み ..... 119
5.　用語と解説 ..... 129

# 1.「エコポリス板橋」環境都市宣言

**「エコポリス板橋」環境都市宣言**

豊かな自然　澄んだ空気　静かでやすらぎのある暮らしは私たちすべての区民の願いです

板橋区には　みどりと水の豊かな自然やいきいきとしたまちなみなど　誇れる環境が残されています

しかし　近年の盛んな都市活動は　かつての良好な環境を徐々に失わせ　さらに地球環境をも悪化させています

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら　かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくことが　私たちに課せられた責務です

私たち板橋区民は　真に快適な環境を創造するために　人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指していくことをここに宣言します

1. 私たちは　毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し　地球市民として行動します
2. 私たちは　リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め　地球の資源を大切にします
3. 私たちは　みどりや水　空気を大切に守り様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

平成 5 年 4 月 1 日　板橋区

# 2. 計画検討・推進組織の概要および構成

## 板橋区資源環境審議会

表-1　板橋区資源環境審議会の概要

| | |
|---|---|
| 目的・役割 | ○区長の付属機関であり、板橋区の環境に関する事項に対し、区長の諮問に応じ、調査審議の後、答申します。環境に関する施策の進捗結果やそれに対する区民などの意見をふまえ、幅広い見地から環境に関する事項を審議し、区長に提言などを行います。<br><br>○具体的には、主に以下の役割を担います。<br>・区が定める資源及び環境に関する計画の策定及び変更に関すること<br>・資源及び環境に関する区の主要な施策に関すること<br>・資源及び環境施策の報告に関すること<br>・そのほか、資源及び環境の施策を推進するために必要と認める事項 |
| 構成 | 学識経験者、地域団体等の代表者（板橋区町会連合会、東京あおば農業協同組合、板橋産業連合会、東京商工会議所板橋支部、東京都環境衛生事業協同組合板橋支部、協同組合板橋資源化センター、板橋区リサイクル事業協同組合、板橋区婦人団体協議会、板橋区商店街連合会、板橋区消費者の会）、区民（公募）、区議会議員、関係行政機関の職員（環境省・東京都）、区職員（副区長）により構成されます。 |

表-2　板橋区資源環境審議会の構成

| 氏名 | | 団体・役職 |
|---|---|---|
| 会長 | 大西隆 | 東京大学工学系研究科都市工学専攻教授 |
| 副会長 | 三橋規宏 | 千葉商科大学政策情報学部名誉教授 |
| 委員 | 平山義康 | 大東文化大学環境創造学部教授 |
| 委員 | 山田正人 | 独立行政法人国立環境研究所主任研究員 |
| 委員 | 小澤正己 | 板橋区町会連合会副会長 |
| 委員 | 竹内康郎 | 東京あおば農業協同組合監事 |
| 委員 | 坂本大太郎 | 板橋産業連合会副会長 |
| 委員 | 高橋光男 | 東京商工会議所板橋支部副会長 |
| 委員 | 瀧本義継 | 協同組合板橋資源化センター理事長（～平成 19 年 11 月 24 日） |
| 委員 | 皆川三彦 | 協同組合板橋資源化センター副理事長（平成 19 年 11 月 25 日～） |
| 委員 | 松原健 | 板橋区リサイクル事業協同組合副理事長 |
| 委員 | 手島地惠子 | 板橋区婦人団体協議会会長 |
| 委員 | 榎田時男 | 板橋区商店街連合会副会長（～平成 19 年 11 月 24 日） |

（次頁へ続きます）

| 氏名 | | 団体・役職 |
|---|---|---|
| 委員 | 柴田龍太郎 | 板橋区商店街連合会副会長（平成 19 年 11 月 25 日～） |
| 委員 | 鈴木當子 | 板橋区消費者の会運営委員 |
| 委員 | 河邊信子 | 区民代表 |
| 委員 | 小泉雅義 | 区民代表（～平成 20 年 7 月 23 日）<br>東京都環境衛生事業協同組合板橋支部長（平成 20 年 9 月 1 日～） |
| 委員 | 立川賢一 | 区民代表（～平成 20 年 7 月 23 日） |
| 委員 | 中村一雄 | 区民代表（～平成 20 年 7 月 23 日） |
| 委員 | 鈴木和貴 | 区民代表（平成 20 年 9 月 1 日～） |
| 委員 | 辻本久一 | 区民代表（平成 20 年 9 月 1 日～） |
| 委員 | 天野久 | 板橋区議会議員（～平成 19 年 11 月 24 日） |
| 委員 | 佐藤悦彦 | 板橋区議会議員（～平成 19 年 11 月 24 日） |
| 委員 | 中野くにひこ | 板橋区議会議員（～平成 19 年 11 月 24 日） |
| 委員 | 広山利文 | 板橋区議会議員（～平成 19 年 11 月 24 日） |
| 委員 | 桜井きよのり | 板橋区議会議員（平成 19 年 11 月 25 日～） |
| 委員 | 田中いさお | 板橋区議会議員（平成 19 年 11 月 25 日～） |
| 委員 | 坂本あずまお | 板橋区議会議員（平成 19 年 11 月 25 日～平成 20 年 5 月 27 日） |
| 委員 | 松崎いたる | 板橋区議会議員（平成 19 年 11 月 25 日～平成 20 年 5 月 27 日） |
| 委員 | 高橋正憲 | 板橋区議会議員（～平成 20 年 5 月 27 日） |
| 委員 | 竹内愛 | 板橋区議会議員（平成 20 年 5 月 28 日～） |
| 委員 | 長瀬達也 | 板橋区議会議員（平成 20 年 5 月 28 日～） |
| 委員 | 元山芳行 | 板橋区議会議員（平成 20 年 5 月 28 日～） |
| 委員 | 奥主喜美 | 環境省総合環境政策局環境計画課長（～平成 19 年 11 月 24 日） |
| 委員 | 弥元伸也 | 環境省総合環境政策局環境計画課長<br>（平成 19 年 11 月 25 日～平成 20 年 8 月 31 日） |
| 委員 | 小川晃範 | 環境省総合環境政策局環境計画課長（平成 20 年 9 月 1 日～） |
| 委員 | 小原昌 | 東京都環境局総務部副参事（～平成 19 年 11 月 24 日） |
| 委員 | 村田政則 | 東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課長（～平成 20 年 3 月 31 日） |
| 委員 | 松下明男 | 東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課長（平成 20 年 4 月 1 日～） |
| 委員 | 安井賢光 | 板橋区副区長 |
| 幹事 | | |
| 幹事　：政策経営部長、資源環境部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長<br>事務局：環境保全課長、清掃リサイクル課長、板橋東清掃事務所長、板橋西清掃事務所長、エコポリスセンター所長、みどりと公園課長 | | |

## エコポリス板橋環境行動会議

表-3　エコポリス板橋環境行動会議の概要

| | |
|---|---|
| 目的・役割 | ○板橋区全域における環境施策の推進のため、区民・事業者などによる総括的な組織として平成 13 年に設置されました。環境負荷を低減する暮らし方や事業活動を推進するため、地域団体や環境活動団体などの代表者を中心メンバーとして運営します。<br><br>○具体的には、主に以下の役割を担います。<br>・地球温暖化対策に関すること<br>・リサイクルその他資源循環型社会形成のための活動に関すること<br>・清掃や自主的な環境美化活動に関すること<br>・そのほか、環境保全に関すること |
| 構成 | 学識経験者、町会連合会、青健地区委員会連合会、老人クラブ連合会、区立小学校 PTA 連合会、区立中学校 PTA 連合会、産業連合会、商店街連合会、東京商工会議所板橋支部、婦人団体協議会、板橋環境会議、エコポリス板橋地区環境行動委員会（18 地区）、板橋区地球温暖化防止活動推進協議会、区職員（資源環境部長）により構成されます。（事務局：板橋区資源環境部環境保全課） |

## 「エコポリス板橋」推進本部

表-4　「エコポリス板橋」推進本部の概要

| | |
|---|---|
| 目的・役割 | ○庁内の推進体制として、全課を横断し環境関連計画の策定および進行管理、また環境全般に関する施策の推進を行います。<br><br>○具体的には主に以下の役割を担います。<br>・各課で取り組む環境全般に係る施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発<br>・周辺市区町村や都、国などと協働して取り組む施策・事業の実施と板橋区から周辺市区町村などに対する情報の発信<br>・各課で取り組む施策・事業についての点検・評価<br>・施策・事業の点検・評価結果のとりまとめ、公表<br>・区民、地域協議会、資源環境審議会からの意見などを踏まえ、次年度以降の取組の見直しに反映 |
| 構成 | 区長を本部長とし、副区長・教育長を副本部長、各部長を本部員として組織します。また、推進本部の下に課長級の幹事会を設置します。<br><br>本部長　：区長<br>副本部長：副区長、教育長<br>本部員　：政策経営部長・総務部長・東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃工場長・区民文化部長・産業経済部長・健康生きがい部長・福祉部長・子ども家庭部長・資源環境部長・都市整備部長・土木部長・会計管理室長・教育委員会事務局次長<br>会長　　：資源環境部長<br>幹事　　：政策経営部政策企画課長・政策経営部財政課長・総務部総務課長・東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃副工場長・区民文化部地域振興課長・産業経済部産業振興課長・健康生きがい部健康推進課長・福祉部管理課長・子ども家庭部子ども政策課長・資源環境部環境保全課長・資源環境部清掃リサイクル課長・資源環境部板橋東清掃事務所長・資源環境部板橋西清掃事務所長・資源環境部エコポリスセンター所長・都市整備部都市計画課長・土木部管理課長・土木部計画課長・土木部みどりと公園課長・教育委員会事務局庶務課長・教育委員会事務局指導室長 |

## 環境ワークショップ

表-5　環境ワークショップの概要

| | |
|---|---|
| 目的・役割 | ○本計画が、区民・事業者・区の協働で取り組んでいけるものとなるよう、第一次計画での取り組みに対する評価や、計画における「望ましい環境像」や協働プロジェクトなどの検討・提言を行います。<br><br>○環境ワークショップは、次に掲げる事項を検討し、区に対し、第二次計画の策定について提言を行います。<br>・望ましい環境像に向けた区民活動に関すること。<br>・板橋区環境基本計画の取り組み状況や課題に関すること。<br>・区民が取り組める具体的な行動や分かりやすい環境指標に関すること。<br>・そのほか、環境基本計画策定に関すること。 |
| 構成 | 一般公募による区民、事業者、区民団体などの方々（約 30 名）から構成されます。 |

環境ワークショップの様子

# 3. 環境基本計画（第二次）策定における検討経過

## 計画策定における検討経過

環境基本計画（第二次）策定に係る検討は、環境基本計画の推進組織である「エコポリス板橋」推進本部や板橋区資源環境審議会を中心に議論が進められてきました。また、検討された内容に関してパブリックコメントを行い、区民・事業者の方々からの意見を広く募集しました。環境基本計画の見直しなどに係る経緯を以下に示します。

表-6　環境基本計画（第二次）策定における検討経過

| 開催日 | 検討会名 | 検討内容 |
|---|---|---|
| （平成 19 年）<br>8 月 28 日 | 「エコポリス板橋」推進本部幹事会 | ・環境基本計画（第二次）の策定について（諮問）<br>・環境基本計画（改訂版）における進捗状況 |
| 9 月 4 日 | 「エコポリス板橋」推進本部 | |
| 9 月 10 日 | 第 27 回資源環境審議会 | |
| 12 月 4 日 | 「エコポリス板橋」推進本部幹事会 | ・環境基本計画（第二次）策定に係る現行計画の点検・評価<br>・「板橋区の環境について」の区民アンケート調査結果概要（報告事項） |
| 12 月 11 日 | 「エコポリス板橋」推進本部 | |
| （平成 20 年）<br>1 月 25 日 | 第 28 回資源環境審議会 | |
| 4 月 14 日 | 「エコポリス板橋」推進本部幹事会 | ・環境基本計画（第二次）策定に係る中間まとめ |
| 4 月 30 日 | 「エコポリス板橋」推進本部 | |
| 5 月 21 日 | 第 29 回資源環境審議会 | |
| 6 月 14～27 日 | パブリックコメント | ・環境基本計画（第二次）策定に係る中間まとめ |
| 8 月 18 日 | 「エコポリス板橋」推進本部幹事会 | ・環境基本計画（第二次）における課題と施策の方向性 |
| 9 月 1 日 | 「エコポリス板橋」推進本部 | |
| 9 月 11 日 | 第 30 回資源環境審議会 | |
| 11 月 19 日 | 「エコポリス板橋」推進本部幹事会 | ・環境基本計画（第二次）素案 |
| 12 月 1 日 | 「エコポリス板橋」推進本部 | |
| 12 月 10 日 | 第 31 回資源環境審議会 | |
| （平成 21 年）<br>1 月 10～23 日 | パブリックコメント | ・環境基本計画（第二次）素案 |
| 2 月 6 日 | 「エコポリス板橋」推進本部幹事会 | ・環境基本計画（第二次）（答申） |
| 2 月 18 日 | 「エコポリス板橋」推進本部 | |
| 3 月 12 日 | 第 32 回資源環境審議会 | |

## 環境ワークショップでの検討経過

本計画の策定に当たって、区民や事業者の方々から意見やアイデアを直接提供していただく機会を設けるため、一般公募区民など 30 名程度による環境ワークショップを開催しました。環境ワークショップでの検討経過を以下に示します。

表-7　環境ワークショップにおける検討経過

| 回 | 日時 | テーマ |
|---|---|---|
| 第 1 回 | （平成 19 年）<br>12 月 14 日 | 板橋の環境の資源と課題　～私がみた板橋の環境～<br>→板橋区の環境に関する意見 |
| 第 2 回 | （平成 20 年）<br>1 月 18 日 | 現行計画の評価と課題について（1）<br>→望ましい環境像：健康と安全の確保 |
| 第 3 回 | 2 月 20 日 | 現行計画の評価と課題について（2）<br>→望ましい環境像：自然とアメニティの保全と創造 |
| 第 4 回 | 3 月 19 日 | 現行計画の評価と課題について（3）<br>→望ましい環境像：地球環境問題の克服／循環型社会の構築 |
| 第 5 回 | 4 月 18 日 | 第二次計画の体系案について<br>→第二次計画の体系案に対する意見 |
| 第 6 回 | 5 月 22 日 | 望ましい環境像の具体化（1）<br>→望ましい環境像：低炭素社会を実現するまち／自然環境と生物多様性を保全するまち |
| 第 7 回 | 6 月 20 日 | 望ましい環境像の具体化（2）<br>→望ましい環境像：循環型社会を実現するまち／健康に暮らせる生活環境が快適なまち／「環境力」を高め環境・経済・社会が調和するまち |
| 第 8 回 | 7 月 18 日 | 協働プロジェクトについて（1）<br>→協働プロジェクトのアイデア出し |
| 第 9 回 | 8 月 22 日 | 協働プロジェクトについて（2）<br>→協働プロジェクトの絞り込み・内容検討 |
| 第 10 回 | 9 月 19 日 | 協働プロジェクトについて（3）<br>→協働プロジェクトの推進方法 |

# 4. 当面実施する取り組み

本計画で示している施策は、実際には、様々な事業レベルの取り組みの組み合わせによって実施されます。それらの中には、現状の取り組みの延長ですぐに実行できるものもあれば、内容や実施体制などの検討をこれから本格的に始めるものまで様々です。

本計画では、現時点で実施中あるいは近い将来実施することが確実な取り組みを「当面実施する取り組み」として位置づけ、以下に示します。

しかし、当面実施する取り組みだけをそのまま続けていくだけでは環境の改善は望めません。今すぐに実施できないものについても実施に向けた本格的な検討を進めるとともに、実施中の取り組みについても内容改善を図っていきます。

**望ましい環境像：低炭素社会を実現するまち**
**長期目標　　：効率的なエネルギー利用による温室効果ガス排出量が少ない社会への移行**

**表-8　当面実施する取り組み（低炭素社会を実現するまち）**

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 短期目標 1：家庭でのエネルギー対策の推進 | 施策 1-1：省エネ行動の促進 | |
| | ・各種イベントなどを通じて家庭でのエコチェックシートの普及を図ります。 | ・資源環境部エコポリスセンター |
| | 施策 1-2：省エネ家電の普及 | |
| | ・統一省エネラベルについて区ホームページやイベントなどで情報提供を行います。<br>・統一省エネラベルに関する講習会を開催します。<br>・家電販売店などと連携し、省エネ性能の高い製品に関する情報提供を行います。<br>・電力使用量を可視化するモニター機器の貸し出しを行います。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | 施策 1-3：住宅における低炭素化の促進 | |
| | ・新エネ機器（太陽光発電、太陽熱温水器）や省エネ機器（ガス発電給湯器、ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器）の助成を行います。<br>・省エネ住宅や「次世代省エネルギー基準」に関するホームページでの情報提供や PR 資料の配付を行います。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・再生可能エネルギーの活用や環境負荷を低減する設計・設備など、環境に配慮した住宅に関する情報をホームページなどで発信します。 | ・都市整備部住宅政策課 |

（次頁へ続きます）

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 短期目標 2：事業所でのエネルギー対策の推進 | 施策 2-1：事業所の省エネ行動の促進 | |
| | ・中小事業者を対象に、ISO14001 を取得する際に補助金を交付します。<br>・産業融資利用者のうち、ISO14001 取得、エコアクション 21 認証、板橋エコアクション認定、いたばしエコ・ショップ認定事業者などに対して、利子補給割合を 1 割加算します。 | ・産業経済部産業振興課 |
| | ・建築主に対して届出が義務付けられる省エネルギー計画書の受付審査・指導などを行います。 | ・都市整備部建築指導課 |
| | ・板橋環境管理研究会などの団体と連携し、板橋エコアクションに関する説明会を開催します。<br>・省エネ対策に成功した事業者を表彰します。<br>・新エネ機器（太陽光発電、太陽熱温水器）や省エネ機器（ガス発電給湯器、ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器）の助成を行います。<br>・クリーンエネルギー車（ハイブリッド車・天然ガス車・LP ガス車・燃料電池車・電気自動車）やアイドリングストップ車などの導入を啓発します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | 施策 2-2：中小事業者におけるエネルギー対策の普及 | |
| | ・国や東京都の補助制度を活用するなどし、商店街において集中的に省エネ対策を行います。<br>・自動販売機を省エネ型（エコ・ベンダー）に切り替えるよう事業者に要請します。<br>・環境管理研究会などの団体が中心となり技術交流会・発表会・見学会・モデル展示などを開催します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | 施策 2-3：低炭素社会に向けた区の率先行動 | |
| | ・環境マネジメントシステム（ISO14001）を推進し、区の事務事業により発生する環境負荷を低減します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・区施設の改修時などに、太陽光発電設備や省エネ性能の高い照明設備など、省エネ・新エネ設備の設置・切り替えを行います。 | ・各担当課 |
| | ・森林整備やグリーン電力購入・証書の PR などによるカーボンオフセットの推進を図ります。 | ・資源環境部環境保全課 |
| 短期目標 3：協働によるエネルギー対策の仕組みづくり | 施策 3-1：区全体での省エネ行動の普及 | |
| | ・低炭素社会の構築を推進するため、啓発用展示物の見直しや情報発信の整備などを行い、機能強化を図ります。<br>・毎年 6 月の環境月間などにおいて、地球温暖化防止や省エネルギーに関する PR イベントを行います。 | ・資源環境部エコポリスセンター |
| | 施策 3-2：パートナーシップによる低炭素社会づくり | |
| | ・省エネ対策のための区民や事業者による基金を設立します。<br>・エネルギーの地産地消を推進するため、グリーン電力発電所（太陽光・水力など）設置を検討します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・公共施設だけでなく、区民・事業者を含めた町ぐるみで緑のカーテンの導入を展開するため、コンテストなどを開催します。 | ・資源環境部エコポリスセンター |

望ましい環境像：循環型社会を実現するまち
長期目標　　：ごみの発生抑制と資源を循環利用する社会システムの構築

表-9　当面実施する取り組み（循環型社会を実現するまち）

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 短期目標 4：ごみの発生抑制 | 施策 4-1：家庭ごみの減量の推進 | |
| | ・区内の小中学校やイベントなどに対してごみ・リサイクルハンドブックを配付します。<br>・区内への転入者に対して転入手続き時にごみ・リサイクルハンドブックを配付します。<br>・簡易包装を実施する販売店や商店街をいたばしエコ・ショップとして認定し、ホームページやパンフレットで紹介します。<br>・区内の商店街や事業者と協力して簡易包装やマイバッグに関するコーナーを店頭に設置します。<br>・家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器購入の際の助成を行います。 | ・資源環境部清掃リサイクル課 |
| | ・町会、自治会、団体、小学校、保育園などに対してごみ・リサイクル・環境をテーマとする出前講座を実施します。 | ・資源環境部清掃リサイクル課<br>・資源環境部板橋東清掃事務所<br>・資源環境部板橋西清掃事務所<br>・資源環境部エコポリスセンター |
| | 施策 4-2：家庭ごみの有料化に向けた検討 | |
| | ・ごみ排出量の状況や 23 区の動向などを勘案しながら、家庭ごみの有料化に向けた具体的検討を進めます。 | ・資源環境部清掃リサイクル課 |
| | 施策 4-3：事業系ごみの減量の推進 | |
| | ・事業系ごみ処理手数料について定期的に見直しを行い、事業者に対し適正な費用負担を求めます。 | ・資源環境部清掃リサイクル課 |
| 短期目標 5：資源の再利用・再生利用の推進 | 施策 5-1：資源の再利用の推進 | |
| | ・消費者に対しリターナブルびん商品の購入を普及啓発します。<br>・飲料メーカーに対してリターナブルびんの使用を要請します。<br>・販売店に対してリターナブルびん商品の販売を要請します。<br>・国に対してデポジット制度の導入を要請します。 | ・資源環境部清掃リサイクル課 |
| | ・エコポリスセンターにてフリーマーケット（えこっぽ祭り）を開催し、そのほかのフリーマーケットについても Web ページにて情報を提供します。<br>・家庭内で不用になった生活用品を再利用するリサイクルサロンやリサイクル工房を運営します。 | ・資源環境部エコポリスセンター |

（次頁へ続きます）

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| | 施策 5-2：再資源化の推進 | |
| | ・古紙・びん・缶・ペットボトルの分別回収を行います。<br>・紙パック・廃乾電池・食品用トレイ・プラスチック製ボトル容器の拠点回収を行います。<br>・リサイクルプラザにおいてリサイクル情報の展示や大型家具などの修理・販売を行います。<br>・区内の小中学校で家庭から出るアルミ缶を回収します。<br>・ガラスびんをガラスカレットとして再資源化し、舗装用骨材などとして再生利用します。<br>・従来は埋め立て処理されていた廃プラスチックを、できるだけ再資源化し、再資源化困難なものは焼却処理し焼却時に生じる熱エネルギーを回収します。 | ・資源環境部清掃リサイクル課 |
| | ・ごみ焼却灰を溶融スラグとして再資源化し舗装材などとして再生利用します。 | ・土木部計画課 |
| | 施策 5-3：リサイクル製品の利用の促進 | |
| | ・リサイクル製品を販売する事業者をいたばしエコ・ショップとして認定し、ホームページやパンフレットで紹介します。 | ・資源環境部清掃リサイクル課 |
| | 施策 5-4：事業者における資源リサイクルの促進 | |
| | ・食品関連業者に対して食品廃棄物の発生抑制やリサイクルの指導・働きかけを行います。 | ・資源環境部清掃リサイクル課 |
| 短期目標 6：資源の循環を推進するための仕組みづくり | 施策 6-1：ごみ出しルールの遵守 | |
| | ・集積所における収集職員による排出指導、警告シールなどによる指導を行います。<br>・委嘱したリサイクル推進員を対象に研修会を開催します。<br>・不法投棄や資源の抜き取り防止のために「板橋安全・安心パトロール」などを活用し区内パトロールを行います。<br>・集合住宅建設の際、建築主に対して計画敷地に廃棄物保管場所などを設置するよう指導します。<br>・町会、自治会、団体、小学校、保育園などに対してごみ・リサイクル・環境をテーマとする出前講座を行います。<br>・景観向上や分別徹底などのため商店街などを対象に戸別収集を行います。 | ・資源環境部清掃リサイクル課<br>・資源環境部板橋東清掃事務所<br>・資源環境部板橋西清掃事務所<br>・資源環境部エコポリスセンター |
| | 施策 6-2：適切な収集・処理方法の検討 | |
| | ・商店街リサイクルやオフィスリサイクルによる古紙回収を事業者に紹介します。<br>・住民 10 世帯以上で構成される集団回収団体に対して報奨金などを支給します。<br>・資源回収業者に対して回収量に応じた助成金を交付します。 | ・資源環境部清掃リサイクル課 |
| | ・ごみを出すことが困難な高齢者や障がい者を対象に戸別収集を行います。 | ・資源環境部板橋東清掃事務所<br>・資源環境部板橋西清掃事務所<br>・資源環境部清掃リサイクル課 |

望ましい環境像：健康に暮らせる生活環境が快適なまち
長期目標　　：社会活動に伴って発生する環境負荷の削減と生活環境の向上

表-10　当面実施する取り組み（健康に暮らせる生活環境が快適なまち）

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 短期目標 7：自動車から発生する環境負荷の削減 | 施策 7-1：低公害車・低炭素車の普及、エコドライブの推進 | |
| | ・エコドライブに関するキャンペーンや講習会を開催します。<br>・ホームページなどで低公害車・低炭素車やアイドリングストップなどの環境に優しい運転を啓発します。<br>・クリーンエネルギー車・アイドリングストップ車の啓発イベントを開催します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・違法駐車防止のための普及啓発を行います。 | ・土木部交通安全課 |
| | 施策 7-2：自転車利用の促進 | |
| | ・自転車など駐車場の整備を行います。<br>・自転車放置禁止区域を指定し、放置自転車の撤去を行います。<br>・引き取り手の無い撤去自転車の一部をシルバー人材センターにて修理し区民に販売します。 | ・土木部交通安全課 |
| | ・自転車道の整備を行います。 | ・土木部計画課 |
| | 施策 7-3：現存する公共交通への利用転換の促進 | |
| | ・東京都を含む関係各機関と交通需要マネジメント（TDM）に関する情報交換を行います。<br>・公共交通機関や自転車利用の啓発イベントを開催します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・コミュニティバス運行の検討を行います。 | ・政策経営部政策企画課 |
| | 施策 7-4：大気・騒音等の環境調査の実施 | |
| | ・道路沿道の大気汚染物質濃度を常時測定します。<br>・ハイボリュームサンプラーによる浮遊粒子状物質（SPM）調査および有害大気汚染物質調査を定期的に行います。<br>・酸性雨調査を定期的に行います。<br>・自動車騒音を常時測定します。<br>・自動車交通公害調査を定期的に行います。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | 施策 7-5：沿道対策の推進 | |
| | ・低騒音舗装の整備を行います。 | ・土木部計画課 |
| | ・沿道地区計画において、幹線道路沿道の建物の防音化や緩衝建築物の誘導を行います。 | ・都市整備部都市計画課 |
| | ・関係機関と連携し、オープンスペース化や土壌を用いた大気浄化実験など、大和町交差点の大気汚染対策を行います。 | ・資源環境部環境保全課 |
| 短期目標 8：事業所から発生する環境負荷の削減 | 施策 8-1：事業者による自主的な環境配慮の促進 | |
| | ・板橋環境管理研究会と協働で研修会を開催し、「環境管理」や「環境管理ニュース」などの冊子を発行します。<br>・環境保全活動に実績のあった事業者などを「板橋区環境保全賞」として表彰します。<br>・事業者を対象に騒音・振動測定講習会を開催します。<br>・事業者に対して騒音計を貸し出します。 | ・資源環境部環境保全課 |

（次頁へ続きます）

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| | 施策 8-2：法律や条例等による規制・指導 | |
| | ・公害関係法令に基づき大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、悪臭、土壌汚染、有害化学物質などの規制・指導を行います。<br>・騒音や振動などの公害に関するリーフレットを配付します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・大規模建築物などを建設する際の環境配慮の規定事項を定めた「板橋区大規模建築物等指導要綱」に基づき、規制・指導を行います。 | ・都市整備部市街地整備課 |
| | 施策 8-3：公害等に関する情報共有の促進 | |
| | ・区民などからの公害苦情・相談や生活相談へ対応します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| 短期目標 9：ヒートアイランド現象の抑制 | 施策 9-1：建物等からの排熱の低減 | |
| | ・新エネ機器（太陽光発電、太陽熱温水器）や省エネ機器（ガス発電給湯器、ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器）の助成を行います。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | 施策 9-2：地表面や建物の自然被覆化・高反射率化の促進 | |
| | ・遮熱性舗装などの整備についての検討を行います。 | ・土木部計画課 |
| | ・打ち水大作戦を展開します。 | ・資源環境部エコポリスセンター |
| | 施策 9-3：風の道への配慮 | |
| | ・ヒートアイランド現象の現状把握を行い、風の道への配慮のあり方について検討を行います。 | ・資源環境部環境保全課 |

**望ましい環境像：自然環境と生物多様性を保全するまち**

**長期目標　　：緑と水と生きものに囲まれた都市空間の創造**

**表-11　当面実施する取り組み（自然環境と生物多様性を保全するまち）**

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 短期目標 10：緑地の保全と創出 | 施策 10-1：樹林地・農地の保全 | |
| | ・緑地・樹木の実態調査を行います。<br>・保存樹木などの指定を行い管理経費の一部を助成します。<br>・市民緑地制度などを活用し樹林地を保全します。 | ・土木部みどりと公園課 |
| | ・農家から農地を借り受け一般に利用開放します。<br>・農家に委託して育成した苗木を街路樹や公園などに植栽します。 | ・区民文化部赤塚支所 |
| | ・生産緑地の指定を推進します。 | ・都市整備部都市計画課 |

（次頁へ続きます）

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| | 施策 10-2：緑化の推進 | |
| | ・公共施設の改修時に植樹、屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）などを行います。 | ・各担当課 |
| | ・地区計画などのまちづくり事業と連動して緑化推進地域を指定し、接道部緑化に対して助成します。<br>・民間施設の接道部緑化に関する工事費を助成します。<br>・民間施設の屋上緑化に関する工事費を助成します。<br>・「板橋区緑化の推進に関する条例」に基づき、敷地面積 300m$^2$ 以上の事業所や住宅団地などにおいて緑化協定の締結により植栽工事費などを助成します。<br>・「板橋区緑化の推進に関する条例」に基づき、敷地面積 350m$^2$ 以上（公共施設は 250m$^2$ 以上、区施設はすべて）の建築行為に対して、「緑化の推進に関する条例」に基づく緑化指導による緑化計画書の提出と緑地整備を義務付けます。 | ・土木部みどりと公園課 |
| | ・大規模建築物などを建設する際の環境配慮の規定事項を定めた「板橋区大規模建築物等指導要綱」に基づき、緑化を推進します。 | ・都市整備部市街地整備課 |
| | 施策 10-3：パートナーシップによる公園の整備・管理・運営 | |
| | ・区立公園整備を実施します。<br>・公園などの新設に当たりワークショップを開催し住民による計画案を策定します。<br>・地域住民と協働で公園の管理・運営を行います。 | ・土木部みどりと公園課 |
| 短期目標 11：自然とふれあう機会の創出 | 施策 11-1：生きものの観察・調査の実施 | |
| | ・身近な環境（植物・野鳥など）の観察会を開催します。<br>・区民参加による生きもの調査を行います。 | ・資源環境部エコポリスセンター |
| | 施策 11-2：身近な自然とのふれあいの促進 | |
| | ・ホタル飼育施設、熱帯環境植物館など、区内施設や自然地で自然環境を活用したイベントや環境教育を開催します。 | ・資源環境部エコポリスセンター |
| | ・赤塚植物園でのグリーンフェスタなどの緑に関するイベントを開催します。 | ・土木部みどりと公園課 |
| | 施策 11-3：農業を通した自然とのふれあいの促進 | |
| | ・福祉園利用者に対し農業を体験する機会を提供します。 | ・福祉部障がい者施設課 |
| | ・区民に農業を体験してもらう体験農園を設置します。<br>・区内農家で構成される「板橋ふれあい農園会」が実施する「七草がゆの集い」などの活動への助成を行います。 | ・区民文化部赤塚支所 |
| 短期目標 12：水環境の保全と活用 | 施策 12-1：中小河川の水環境改善 | |
| | ・河川水質調査を区内の河川および池で定期的に実施します。<br>・河川流量調査を定期的に実施します。<br>・地下水水質調査を区内の井戸で定期的に実施します。<br>・湧水調査を定期的に実施します。<br>・魚類・水生生物調査を区内の河川で定期的に実施します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | 施策 12-2：流域単位での河川環境の再生・保全 | |
| | ・石神井川、白子川、新河岸川に関する流域単位の協議会などへ参加し合同水質調査や関係機関要望を行います。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・荒川河川敷の生物生態園や自然地を維持管理します。 | ・土木部みどりと公園課 |

（次頁へ続きます）

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| | 施策 12-3：地下水の涵養と雨水利用の促進 | |
| | ・公道を対象に透水性舗装を整備します。 | ・土木部計画課 |
| | ・区内在住者に対し雨水タンクを設置する際に設置費用の半額を助成します。<br>・雨水浸透枡を無料設置します。<br>・「東京都環境確保条例」および「東京都板橋区地下水および湧水を保全する条例」に基づき地下水揚水量を規制します。<br>・板橋区における水循環の保全に係る計画策定の検討を進めます。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・公共施設における雨水流出抑制施設を設置します。 | ・各担当課 |
| | ・500m$^2$以上の土地に建築物を建設、あるいは 20 台以上の駐車場を建設する場合、建築主に対して雨水浸透施設の設置を指導します。 | ・都市整備部都市計画課<br>・資源環境部環境保全課 |

**望ましい環境像：「環境力」を高め環境・経済・社会が調和するまち**

**長期目標　　：環境保全行動を担う人材の育成と環境に配慮した社会の構築**

**表-12　当面実施する取り組み（「環境力」を高め環境・経済・社会が調和するまち）**

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 短期目標 13：環境保全行動を担う人材の育成 | 施策 13-1：エコポリスセンターを拠点とした環境教育の推進 | |
| | ・学校での自然観察指導など、様々な環境教育の場での講師や支援スタッフを育成するための指導者養成事業を行います。<br>・環境省が実施するこどもエコクラブへの参加を支援します。<br>・環境教育に関する人材や環境学習プログラムなどの情報を一体的に提供するプログラムバンクを充実します。<br>・区内学生のインターンシップや海外からの研修生を受け入れます。<br>・「エコチャレンジ」などの環境副読本を区内小学校へ配付します。 | ・資源環境部エコポリスセンター |
| | 施策 13-2：学校を拠点とした環境教育の推進 | |
| | ・小中学校の総合学習で環境教育や講師派遣を行います。<br>・教職員を対象に環境教育を実施します。 | ・資源環境部エコポリスセンター |
| | ・区内の歴史・文化遺産をまとめたマップを環境教育へ活用します。<br>・「板橋区環境教育カリキュラム」の実践検証とカリキュラムの改訂を行います。 | ・教育委員会指導室 |

（次頁へ続きます）

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| | 施策 13-3：団体や企業等との協働による環境教育の推進 | |
| | ・環境関連の活動団体に対して環境学習事業（環境なんでも見本市、いたばしまちの環境発表会）への参加支援を行います。<br>・区内の大学と連携し協働講座の開設や大学祭への参加出展などを行います。 | ・資源環境部エコポリスセンター |
| | ・エコポリス板橋環境行動会議の取り組み（クリーン作戦・啓発キャンペーン・講演会・シンポジウムなど）を支援します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | 施策 13-4：地域の環境美化活動の推進 | |
| | ・環境美化啓発用物品（看板など）を配付します。<br>・駅頭キャンペーン・板橋クリーン作戦・ポイ捨て防止キャンペーンを実施します。<br>・路上禁煙地区を指定し巡回パトロールを行います。<br>・吸い殻のポイ捨てや歩きたばこなどの迷惑喫煙の防止活動を担う喫煙マナーアップ推進員制度を運用します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| 短期目標 14：情報をわかりやすく提供する仕組みづくり | 施策 14-1：様々な媒体による環境情報の提供 | |
| | ・板橋区環境白書や環境基本計画などにより詳細な環境情報を提供します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・「広報いたばし」や「エコポ」を始めとする情報媒体などにより環境情報を提供します。<br>・区ホームページにより環境情報を提供します。 | ・各担当課 |
| | 施策 14-2：環境情報発信に関する拠点機能の整備 | |
| | ・エコポリスセンター、熱帯環境植物館、ホタル飼育施設で開催されるイベント・講座などを通じた環境情報発信を行います。<br>・エコポリスセンターのホームページで様々な環境情報発信を行います。 | ・資源環境部エコポリスセンター |
| | 施策 14-3：様々なイベント等を活用した環境情報の提供 | |
| | ・環境関連イベントのほか、区民まつりなどの比較的規模の大きいイベントを通じて環境情報を提供します | ・各担当課 |
| | 施策 14-4：学校・商店・企業等との連携による環境情報の提供 | |
| | ・区内の小中学校に対して環境情報を記載した冊子などを配付します。 | ・資源環境部エコポリスセンター |
| | ・企業や商店街に対して環境情報を記載した冊子などを配付します。 | ・資源環境部環境保全課 |

（次頁へ続きます）

| | 取り組みの概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 短期目標 15：環境に配慮した経済活動の推進 | 施策 15-1：環境マネジメントシステム導入の促進 | |
| | ・環境管理研究会などの団体と連携し事業者に対する板橋エコアクションに関する説明会を開催します。<br>・事業者に対して板橋エコアクションに関するパンフレットを配付します。<br>・事業者の環境影響評価診断などについて協力します。<br>・環境マネジメントシステム構築に関するマニュアルや環境関連の法律・条例の解説集を配付します。<br>・ISO14001 取得、エコアクション 21 認証、板橋エコアクション認定事業者に対して工場認可などの手数料を免除します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・中小事業者を対象に ISO14001 を取得する際に補助金を交付します。<br>・産業融資利用者のうち、ISO14001 取得、エコアクション 21 認証、板橋エコアクション認定、いたばしエコ・ショップ認定事業者などに対して、利子補給割合を 1 割加算します。 | ・産業経済部産業振興課 |
| | ・ISO14001・エコアクション 21・板橋エコアクションなどの環境マネジメントシステムを導入している事業者を、区の調達・契約の際に優遇する制度を検討します。 | ・総務部契約管財課 |
| | 施策 15-2：環境ビジネスの振興 | |
| | ・いたばしエコ・ショップ制度を消費者や事業者に周知します。<br>・事業者に対してグリーン購入を働きかけていきます。 | ・資源環境部清掃リサイクル課 |
| | ・中小事業者の優れた製品・技術を表彰する板橋製品技術大賞において、環境負荷の低減効果が優れたものに対し環境賞を授与します。 | ・産業経済部産業活性化推進室 |
| | ・環境保全活動に実績のあった事業者などを「板橋区環境保全賞」として表彰します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | 施策 15-3：地産地消の推進 | |
| | ・意欲ある営農グループによる地産地消の取り組みや地元産農産物の安定供給につながる取り組みに対し補助金を交付します。 | ・区民文化部赤塚支所 |
| 短期目標 16：計画を推進するための仕組みづくり | 施策 16-1：まちづくり手法による環境保全の仕組みづくり | |
| | ・大規模建築物などを建設する際の環境配慮の規定事項を定めた「板橋区大規模建築物等指導要綱」を活用し環境に配慮した建設事業を推進します。 | ・都市整備部市街地整備課 |
| | 施策 16-2：パートナーシップのための地域組織づくり | |
| | ・区内各地区の代表者から構成されるエコポリス板橋環境行動会議と連携し環境保全活動を行います。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | 施策 16-3：他自治体・国・海外とのパートナーシップの強化 | |
| | ・国際的な環境ネットワークである ICLEI に区として参加し、得られた情報を区民や事業者へ提供します。 | ・資源環境部環境保全課 |
| | ・放置自転車を区内中学生のボランティア活動によりリサイクル自転車として再生し、交流のあるモンゴル国に譲渡します。 | ・区民文化部文化・国際交流課 |

# 5. 本計画に関連する用語と解説

## あ行

### アイドリング

自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること。不必要なアイドリングを止める「アイドリングストップ」を行うことで排気ガスや温室効果ガスを減らせるほか、燃料の節約にもつながる。

### 板橋区一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法などに基づき、板橋区におけるごみの収集・処理などに関する目標や施策を定めた計画。平成 17 年度に策定された第 2 次計画では、3R の考え方を原則として、ごみの発生抑制やリサイクル推進などの取り組み方針が示されるとともに、平成 27 年度までの数値目標として、ごみ排出量の削減率（平成 16 年比）を 2%にすることやリサイクル率を 25%にすることなどが設定されている。

### 板橋区環境教育推進プラン

環境教育推進法などに基づき、板橋区における環境教育に関する目標や施策を定めた計画。平成 18 年度に策定。学校などにおける環境教育の方針や環境教育推進のための基盤整備などに関する事項が示されるとともに、平成 27 年度までの数値目標として、プログラムバンクの利用学校数を 77 校（全校）とすること、小中学校における環境学習件数を 2,000 件とすること、環境講座などへの参加者数を 30,000 人とすることなどが設定されている。

### 板橋区基本計画

板橋区の将来像である「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」を実現するため、区政における目標や施策を定めた計画。平成 18 年 1 月に策定（計画期間：平成 18～27 年の 10 年間）。この期間における板橋区のまちづくりの指針となる計画である。

### 板橋区地球温暖化防止地域推進計画

地球温暖化対策推進法などに基づき、板橋区における温室効果ガスの排出量の削減目標やそのための施策について定めた計画。平成 17 年 12 月策定。区内における温室効果ガスの排出量を、平成 24 年度までに平成 2 年（1990 年）度比で 6%削減することが目標として設定されている。

### 板橋区緑の基本計画

都市緑地法などに基づき、板橋区における緑地の保全や緑化の推進に関する目標や施策を定めた計画。平成 10 年度に策定、平成 17 年度に改訂。平成 22 年度までの数値目標として、植生被覆率を 18.2%にすること、区民 1 人当たり公園面積を 3.56$m^2$ にすることなどが設定されている。

### 一般廃棄物

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。一般廃棄物は、家庭から排出されるごみ、事業所から排出される産業廃棄物以外のごみが該当する。産業廃棄物は、廃棄物処理法（正式名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で定められた燃え殻・汚泥・廃油などの廃棄物が該当する。廃棄物処理法では、一般廃棄物について、地方自治体が収集・処理の責任を負うことが定められている。

### エコチェックシート

各家庭で環境配慮の取り組みをチェックするためのシート。チェック項目への記入により、区民における環境配慮に対する意識を向上させることを目的としている。区では、エコチェックシートを回収し、環境配慮行動の意識調査の資料としても役立てている。

### エコドライブ

走行中に急加速を避けたり停止中にアイドリングをストップしたりするなど、環境負荷をできるだけ少なくするような自動車の使用方法のこと。

### エコポリス板橋

エコポリスとは、「エコロジー（=Ecology：生態学）」と「ポリス（=都市）」の合成語で、「エコロジカルポリス」（=環境に配慮した都市）を意味する。自然生態系が有する機能を模範として、都市の構造・社会システム・住民の生活行動様式を環境負荷の小さいものに変え、都市内部の環境を改善しようとする都市づくりの概念である。板橋区は、平成 5 年 4 月に、人と環境が共生する都市をめざし「「エコポリス板橋」環境都市宣言」を行った。

### 温室効果ガス

太陽光を吸収して加熱された地表面から放射される赤外線を吸収するガス。吸収された熱の一部は大気の外に放出され、残りは地表面に放出される。地表面に放出された熱は地表面を加熱するため地表面温度はより高くなる（温室効果）。主な温室効果ガスには、二酸化炭素（$CO_2$）、メタン（$CH_4$）、一酸化二窒素（$N_2O$）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（$SF_6$）がある。

## か行

### カーシェアリング

複数の人が自動車を共有すること。個人で所有するマイカーと比べて、過度な自動車利用の抑制や公共交通機関の促進などにより、環境負荷を削減できることが期待される。

### 化石燃料

石油・石炭・天然ガスなど、古代の動植物が地中に堆積して生成されたといわれる燃料資源のこと。再生産が不可能であることから枯渇性資源ともいわれる。現在、人間活動に必要なエネルギーの 8 割以上を化石燃料に依存しているが、化石燃料の燃焼によって発生する硫黄酸化物（$SO_X$）や窒素酸化物（$NO_X$）は、地球温暖化や大気汚染の要因となっている。

### 家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」といい、家庭で不要となった廃家電 4 品目（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫）について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。平成 11 年 5 月制定。対象となる廃家電の排出者は、廃家電を小売業者に引き渡し、収集・運搬費用とリサイクル費用を支払う。小売業者は、これを引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は、引き取った廃家電をリサイクル（原料としての利用または熱回収）する。

### 環境基準

大気質・水質・騒音などに関して、健康保護と生活環境保全の観点から維持されることが望ましい基準を定めたもの。行政機関が公害対策を進めていく上での目標として利用されることが多い。

### 環境基本法

国の環境に関する基本的枠組みを示す法律。平成 5 年 11 月制定。環境基本計画・環境基準・公害防止などの環境保全に関する施策が規定されている。国や地方公共団体の環境基本計画は、この環境基本法に基づいて策定される。

### 環境マネジメントシステム

自治体や企業などの事業組織が、事業活動で生じる環境への影響を自主的・継続的に改善していくための仕組み。事業活動に対して Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（点検）⇒ Act（改善）を継続的に行うこと（PDCA サイクル）により、継続的に環境パフォーマンスの改善を図ることを基本的な考え方とする。

### 気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガス濃度の安定化を目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。平成 4 年に開催されたリオ・デ・ジャネイロの地球サミットにおいて採択、平成 6 年 3 月発効。

### 京都議定書

1997 年に京都で開催された COP3（気候変動枠組条約第 3 回締約国会議）で採択、2005 年発効した議定書。先進国ごとに温室効果ガスの削減目標を定めており、わが国は 2008～2012 年（第 1 約束期間）における温室効果ガス排出量を 1990 年比で 6%削減することを義務付けられている。

### クリーン開発メカニズム

先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを途上国において実施し、そこで生じた削減分の一部を先進国がクレジットとして得て、自国の削減に充当できる仕組み。京都議定書に規定されている温室効果ガス削減のためのメカニズムの一つ。

### グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、価格や品質だけでなく環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に選択すること。わが国では、グリーン購入の取り組み促進のため、企業・行政･消費者による緩やかなネットワーク組織としてグリーン購入ネットワークが 1996 年に設立された。

### グリーン電力

風力、太陽光、バイオマス、水力などの環境負荷が小さい自然エネルギーで発電された電力。グリーン電力に対しては、電気としての価値に加え、グリーン電力認証機構により認証された環境配慮の価値が上積みされる。企業や自治体などが環境対策としてグリーン電力を購入することで、グリーン電力の市場競争力が高まり、自然エネルギーが普及することが期待される。

### グローブプログラム

環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE：Global Leaning and Observations to Benefit the Environment）のこと。学校を基礎とした国際的な環境教育のプログラムであり、環境に関する意識の啓発、地球に関する科学的理解の増進、理数教育のための手助けとなることを目的として環境観測や情報交換を行う。

### 交通需要マネジメント

自動車利用者に対し、公共交通への利用転換や物流の共同配送など、移動・輸送方法の変更を促すことにより、都市や地域レベルの道路混雑を緩和する方法。TDM（Transportation Demand Management）とも呼ばれる。

### こどもエコクラブ

次代を担う子どもたちによる地域の中での主体的な環境教育・活動を環境省が支援する事業。小・中学生のグループにおとなの連絡係を加えて構成され、自治体の環境担当課がコーディネーターとなり、年度ごとに登録・活動を行う。平成 19 年度は、全国で 4,216 クラブ、167,466 人の子どもたちが登録・活動を行った。

## さ行

### 再生可能エネルギー

化石燃料や原子力エネルギーなどといった埋蔵資源を利用せず、自然環境の中で再生産可能なエネルギー。具体的には、太陽、風力、水力、地熱などのエネルギーが含まれる。資源を枯渇させず半永久的に利用可能であることに加え、大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ないなどの利点があるが、一方で、エネルギー密度の低さ、コストの高さなどが課題として挙げられる。

### 生物多様性条約

正式には「生物の多様性に関する条約」という。生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続的利用、生物資源の利用から生じる利益の公正な配分などを目的とする。平成 4 年にリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議で採択、平成 5 年発効。

### 生分解性樹脂

微生物によって水と二酸化炭素（$CO_2$）に分解されるプラスチック（樹脂）。トウモロコシやジャガイモなどのデンプンを原料とするものが多い。埋立処分後、最終的に水と二酸化炭素（$CO_2$）に分解されるため環境負荷が少ないという利点があるが、一方で耐久性や機能性で劣るため用途が限られる場合もある。

### 産業廃棄物

「一般廃棄物」の項を参照。

## た行

### 低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物（$NO_X$）・浮遊粒子状物質（SPM）・二酸化炭素（$CO_2$）など、大気汚染物質の排出量が少ない自動車。わが国では、電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス自動車、ハイブリッド自動車の 4 種を指すことが多いが、広義には LP ガス自動車・ソーラー自動車・燃料電池自動車なども含まれる。

### 低炭素社会

温室効果ガスの一つである二酸化炭素（$CO_2$）の排出量を少なくする産業・生活システムが確立した社会のこと。2007 年度の環境・循環型社会白書において提唱され、2008 年 7 月に低炭素社会に移行していくための道筋を示すものとして「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定された。本計画においても、「低炭素社会を実現するまち」を望ましい環境像として位置づけている。

### 等価騒音レベル（$L_{Aeq}$）

時間とともに変動する騒音（非定常騒音）の程度を表す指標の一つ。一定時間内の騒音レベルを時間平均することで算出される。人間の生理的・心理的反応と比較的よく対応することから、自動車騒音のような非定常騒音の評価量として使用される。

## な行

### ナショナルトラスト

価値ある自然環境や歴史的建造物を、広く募金を募って取得することにより保存し、公開しつつ次世代に引き継いでいくことをめざした環境保護活動。多くの市民から寄せられる資金によって土地や建物を取得して管理を行うことが基本となる。1895 年、イギリス湖水地方の保存活動のために NPO「英国ナショナルトラスト」が設立されたことがナショナルトラストの発祥。日本では 1964 年、鎌倉の「御谷の森」保存活動が第 1 号とされる。

### 二酸化炭素（$CO_2$）

大気を構成する物質であり、温室効果ガスの一つである。化石燃料の燃焼や微生物による有機物の分解などの過程で発生する。大気中の濃度は、産業革命以前は 280ppm 程度であったが、化石燃料の使用の増加に伴い、現在 370ppm 程度まで上昇している。

### 二酸化窒素（$NO_2$）

窒素酸化物（$NO_X$）の 1 種で、代表的な大気汚染物質。ボイラーや自動車の排気ガスなど、物質の燃焼過程で発生するが、生物活動に由来する自然発生もある。燃焼過程において発生した一酸化窒素が酸化され二酸化窒素（$NO_2$）が生成する。呼吸器罹患率の増加など、健康への影響が知られている。

## は行

### パーク&ライド

従来、都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者などを、自宅の最寄駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは鉄道やバスなどの公共交通機関で移動するよう誘導する仕組み。パーク&ライドを行うことで自動車の走行台数・距離が減るため、都心の渋滞緩和や大気環境改善に効果がある。

### バイオマス発電

生物由来の有機性エネルギーや資源であるバイオマス（Biomass：生物量）による発電。ただし、数十年以内で再生産可能な植物体起源のものを指すため、化石燃料は除く。バイオマスの種類としては、木材・生ごみ・糞尿などの有機物がある。

### 排出量取引

温室効果ガス排出量の削減目標に基づいて、国・自治体・企業などの主体間で排出する権利（排出権）を決めて割振り、排出権を超過して排出する主体と排出権を下回る主体との間で排出権の売買を行い、経済的手法により全体の排出量をコントロールする仕組み。京都議定書に規定されている温室効果ガス削減のためのメカニズムの一つ。

### パブリックコメント

行政機関が政策立案を行う際、その案に関して、区民や事業者に対して広く公表するとともに意見を募集する機会を設けること。区民や事業者の多様な意見を政策などに反映させることを目的とする。

### ヒートアイランド現象

都市部において郊外部よりも気温が高くなる現象のこと。等温線が島のような形になるためこう呼ばれる。エアコンなどに起因する人口排熱、太陽熱のアスファルトへの蓄積・放射、蒸発散による熱の低減効果が期待される自然被覆面の減少、建物などによる都市郊外への熱移動の阻害などが原因とされる。

### 光触媒

太陽や蛍光灯などの下で、それ自身は変化をすることなく化学反応を促進させる物質のことで、代表的なものに酸化チタンがある。触媒表面に紫外線が照射されることで酸化力が生じ、有害物質などを分解することができる。この機能を利用した、窒素酸化物（$NO_X$）を分解する塗料などの開発が行われている。

### 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している微粒子で粒径が 10μm（1μm=0.001mm）以下のもの。発生源は、自動車の排気ガス、工場などのばい煙、火山砕屑物などがある。浮遊粒子状物質（SPM）の濃度が高い地域で生活していると、粒子が呼吸器系に沈着して呼吸器疾患を引き起こすなど、健康への影響が懸念される。

## ま行

### 緑のカーテン

壁面緑化の取り組みの一つで、つる性の植物を建物の外壁や窓外に這わせた自然のカーテン。日差しの遮断や蒸散作用により、建物の温度上昇を抑制する効果がある。手軽に取り組めるため、小中学校における環境教育や家庭での取り組みとしても有効である。

### 水循環

水が、降雨・蒸発・浸透・湧水・流出などの形で、大気・河川・地下水・湖沼・海域などの環境中を循環していること。人為的開発などによりこの水循環の過程が大きく変化すると、何らかの環境影響が生じる。例えば、緑地や農地などの自然被覆面が減少すると、地下浸透が減少し地下水位が低下する。地下水位の低下は河川流量の減少・地盤沈下・湿地の消失などを引き起こす要因となる。

## や行

### 容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。平成 7 年制定。対象は、アルミ・スチール缶、ガラスびん、ペットボトルなどのプラスチック製容器、紙製容器包装である。

### 溶融スラグ

家庭から出るごみを焼却炉で燃やして発生する焼却灰を、さらに溶融炉内 1400℃で溶融して生成されるガラス状の固化物。インターロッキングブロックやアスファルト舗装材などの建設材料として再利用される。

## アルファベット・数字

### 3R

ごみを出さないために取り組むべき優先順位の考え方のこと。「Reduce（リデュース：発生抑制）→Reuse（リユース：再利用）→Recycle（リサイクル：再生利用）」の頭文字を取って 3R と呼ばれる。また、3R に、Refuse（リフューズ：不要なものを断る）を加えて 4R という場合もある。

### BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）のこと。水中の有機物が微生物により分解される際に消費される酸素量。河川の有機物汚濁を測る代表的な指標。

### COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）のこと。水中の有機物を酸化剤で分解する際に必要な酸化剤の量を酸素量に換算したもの。海水や湖沼水質の有機物汚濁を測る代表的な指標。

## DO

溶存酸素量（Dissolved Oxygen）のこと。水中に溶けている酸素の量で、水質の有機物汚濁を測る代表的な指標。水中の好気性微生物（酸素を好む微生物）は酸素を利用して有機物を分解することができる（自然の水質浄化作用）。有機物が少ない清澄な水環境中では、微生物の活動が低下し DO は飽和値に近い値をとる。排水などによって有機物による汚濁が進むと、微生物の活動が活発となり酸素消費に伴って DO は低下する。DO が低下すると、微生物の活動が抑制され水質浄化作用が低下するたけでなく、魚類など DO を利用する他の生物の窒息死を招く。

## ICLEI

国際環境自治体協議会（International Council for Local Environmental Initiatives）のこと。持続可能な開発を公約した自治体および自治体協会で構成された国際的な連合組織。現在世界 700 以上の自治体が参加している。

## ISO14001

ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）による環境マネジメントに関する国際規格。登録事業者は、環境目標およびその達成のための計画を策定し、環境マネジメントシステムの構築・運用・見直しによって、継続的な環境改善を図らなければならない。

## PRTR

環境汚染物質排出移動登録（Pollutant Release and Transfer Register）のこと。有害性のある化学物質の発生源や環境中への排出量・移動量に関するデータを、国や事業者団体などの機関が把握・集計・公表する仕組み。有害性のある化学物質の排出・移動量を把握することにより、事業者における化学物質管理の自主的な改善や化学物質による環境影響の未然防止を目的とする。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を把握し、年に 1 回報告しなければならない。わが国では、PRTR 法（正式名称：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）により制度化されている。

## SS

浮遊物質（Suspended Solid）のこと。水中に浮遊・懸濁している直径 2mm 以下の粒子で、粘土鉱物の微粒子、動植物プランクトンなどの微生物、下水や工場排水に由来する沈殿物などが含まれる。水質の汚濁を測る代表的な指標。水中の SS が多いと、透明度などの外観が悪化したり、水中植物の光合成が弱まり発育を阻害されたりする。

板橋区環境基本計画（第二次）

◆発行日
平成 21 年 3 月
平成 24 年 3 月　第 2 版

| 刊行物番号 |
| --- |
| 23-174 |

◆編集・発行
板橋区資源環境部環境課
〒173-8501　東京都板橋区板橋 2-66-1

Tel　：03-3579-2596
Fax　：03-3579-2589
E-mail：s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp
ホームページアドレス
：http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_sections/kankyo/

未来・創造
ITABASHI 21

# 環境都市
# 「エコポリス板橋」
# をめざして